

Ⅱ 障がいのある子の学びの場

1 通級による指導、特別支援学級、特別支援学校

(1) 通級による指導

通常の学級に在籍し、授業にも概ね参加することができるものの、言語障がい、難聴、LD、ADHD 等により、一部特別な指導が必要な児童生徒が対象となります。教室環境の整備や学習への配慮だけでは落ち着いて学校生活を送ることができない場合に、個別に学習する形態です。

通級による指導を行う場合には、一人ひとりに応じた特別の指導を、小・中学校の通常の教育課程に加えたり、一部替えたりして、特別の教育課程によることができる特例が認められています。したがって、通級による指導を行う場合は、対象となる児童生徒が在籍する学校において編成された教育課程を基に、特別の教育課程を編成して指導を行います。また、障がいによる学習や生活の困難の改善・克服を目的とした特別の指導（自立活動に相当する内容）が、児童生徒のニーズに応じて受けられる上に、通常の学級における授業においてもその指導の効果が発揮されることにつながると期待されています。

通級による指導の対象者は、障がいの程度が軽微であり、一部特別の指導を行うことで学校生活での適応が可能となる程度の児童生徒となります。知的発達遅れがある児童生徒に対しては、生活に結びつく実地的・具体的な内容を継続して指導することが必要で、一部を特別の指導で行うといった指導形態にはなじまないため、通級による指導の対象とはなっていません。

(2) 特別支援学級

小学校、中学校等において以下に示す障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される少人数の学級です。特別支援学級は通常の学級とは異なり、障害種別に学級が編制されます。

【対象障害種】

知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症者・情緒障害者

特別支援学級においては、小・中学校の教育課程を基本としながら「特別の教育課程」を編成することが認められています。自立活動や各教科等を合わせた指導など、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するための特別の指導を、児童生徒のニーズに応じて行う特別の場になります。また、在籍する児童生徒の障がいの状態により、特別支援学級で学習を行う教科と通常の学級の児童生徒と一緒に学習を行う教科を設定しています。

特別支援学級の対象者は、「その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者」（文部科学省：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」）と示されています。

(3) 特別支援学校

学校教育法施行令 22 条の 3 に定められた程度の障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること目的とする学校です。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難※な程度のもの ※通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障害を改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器や人工内耳等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の程度が 1 の程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行※、食事、衣服の着脱、排せつ等の動作や描画等の学習活動のための基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が 1 の程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導（特定の期間内に常に医学的な観察が必要で、起床から就寝までの日常生活の一つ一つの運動・動作についての指導・訓練を受けること）を必要とする程度のもの ※歩行には、車いすによる移動は含まない。
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療※1 又は生活規制※2 を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制※2 を必要とする程度のもの ※1 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。 ※2 疾患により、運動や日常の諸活動（歩行、入浴、読書、学習等）及び食事の質や量が著しく制限されるものであること

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校に在学している知的障害を伴わない児童生徒に対しては、小・中学校の各教科等に準ずる教育が行われます。知的障害のある児童生徒は、障害の状態に合わせて教育課程が編成されており、各教科等の指導の他に各教科等を合わせた指導（日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習）の中で、生活する力や社会生活を送る上で必要な力を培うための学習内容が設定されています。

また、特別支援学校は、これまで蓄積した専門的な知識や技能を生かして、地域の幼稚園、小・中学校、高等学校に対して、センター的機能といわれる指導内容や指導方法、支援の在り方などの助言や援助も行っています。

2 越谷市に設置されている特別支援学級等

(1) 特別支援学級

	心身の障害の程度	設置校（R 7. 4. 1 現在）
知的障害	・ 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	越ヶ谷小、大沢小、桜井小、大袋小、荻島小、出羽小、大相模小、増林小、東越谷小、大沢北小、大袋北小、蒲生南小、平方小、大間野小、宮本小、西方小、鷺後小、千間台小、桜井南小、城ノ上小、蒲生小 中央中、東中、西中、南中、北中、富士中、栄進中、平方中、新栄中、大相模中、千間台中
自閉・情緒障害	・ 自閉症または、それに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの ・ 主として心理的な要因による選択性かん黙があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの	越ヶ谷小、大沢小、新方小、桜井小、大袋小、荻島小、出羽小、大相模小、南越谷小、東越谷小、大沢北小、大袋北小、蒲生南小、北越谷小、大袋東小、平方小、弥栄小、大間野小、宮本小、西方小、鷺後小、明正小、千間台小、桜井南小、花田小、城ノ上小、蒲生小 中央中、東中、西中、南中、北中、北陽中、栄進中、平方中、武蔵野中、大袋中、新栄中、大相模中、千間台中
肢体不自由	・ 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	大沢北小 北中
病弱・身体虚弱	・ 慢性の呼吸器疾患その他疾患等の状態が持続的または間欠的に医療または生活の管理を必要とする程度のもの ・ 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とするもの	市立病院 院内学級「おおぞら」 東越谷小分教室 東中分教室

- ・ 小学校 28 校、中学校 14 校に設置しています。
- ・ 設置学級数は、在籍児童生徒数により年度ごとに増減があります。
- ・ 特別の教育課程を編成して教育活動を実施します。
(通常の学級の教育課程とは異なり、児童生徒一人ひとりの障がいの状況、発達課題、特性や困り感等を考慮した教育課程)
- ・ 個別の教育支援計画、個別の指導計画（A B プラン）を作成し、継続的な指導支援に活用します。
- ・ 児童生徒の実態に応じて、通常の学級との交流及び共同学習を実施します。

(2) 通級指導教室

	障害種	設置校（R 7. 4. 1 現在）
難聴・言語障害	・言語障害（口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等 話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事 項に発達の遅れがある者、そのほかこれに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。） ・難聴（補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者） ・吃音	大沢小 西方小 桜井南小 蒲生小
発達障害・情緒障害	・LD（全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する 又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもの） ・ADHD（年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、 社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの） ・自閉症又はそれに類するもの ・情緒障害（心理的な要因による選択性かん黙等）	越ヶ谷小、大沢小、大袋小、 出羽小、南越谷小、蒲生南小、 弥栄小、桜井南小、蒲生小 北中（2 教室）、富士中、 光陽中

(3) 県立特別支援学校

越谷市を学区域とする県立特別支援学校は、下表のとおりとなります。

障害種に応じて、学ぶ学校が異なります。

障害種	学校名	住所	電話番号
視覚障害	塙保己一学園	川越市笠幡 85-1	049(231)2121
聴覚障害	大宮ろう学園	さいたま市北区植竹町 2-68	048(663)7525
知的障害	越谷西特別支援学校	越谷市大字西新井 850-1	048(962)0272
※	草加かがやき特別支援学校	草加市松原 4-6-1	048(946)2131
肢体不自由	越谷特別支援学校	越谷市船渡 500	048(975)2111

※知的障害特別支援学校は、越谷市内で学区域が異なります。

【越谷西特別支援学校】

中央中・東中・西中・北中・北陽中・栄進中・平方中・大袋中・新栄中・千間台中学区
 富士中学区の J R 武蔵野線より北側の区域
 武蔵野中学区の J R 武蔵野線より北側の区域 にお住まいの方が対象

【草加かがやき特別支援学校】

南中・光陽中・大相模中学区
 富士中学区の J R 武蔵野線より南側の区域
 武蔵野中学区の J R 武蔵野線より南側の区域 にお住まいの方が対象